

参考

2高教福第24号
令和2年4月6日

各県立学校長様

教育長

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）」の一部改正について

このことについて、人事委員会委員長通知（令和2年3月31日付け元高人委第217号）等を踏まえ、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難（以下「出勤困難休暇」という。））の対象となる場合を追加するとともに、在宅勤務の対象教職員を追加するなどの改正を行いました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知するとともに、適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 主な改正内容（別添「新旧対照表」参照）

（1）出勤困難休暇について

ア 承認の対象となる場合について、次のとおり追加する。

感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

イ 教職員又はその家族に発熱等の風邪症状が見られる場合における承認の対象となる場合について、次のとおり改める。

教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（2）在宅勤務の対象教職員について

対象教職員として、次の教職員を追加する。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

2 出張の取扱いについて

感染拡大防止の観点から、出張する際には、その必要性を十分に検討するとともに、当面の間は、感染者が急増している地域への出張については、できる限り控えること。

問い合わせ先、

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

人事企画担当 野崎・近森

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725

○新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）

（令和2年3月5日 元教福第1707号教育長通知）

改正 令和2年4月6日 2高教福第24号教育長通知

このことについて、人事委員会委員長通知（令和2年3月2日付け元高人委第186号）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、学校の臨時休校等に伴う子を持つ教職員への配慮の観点から、休暇の取扱いを整理するとともに、臨時的に在宅勤務を導入することとしました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

なお、このことに合わせて、令和2年2月28日付け元教福管第1682号教育長通知を廃止します。

記

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- (2) 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (3) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。(厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照)
- ・ 感染症法第44条の3第2項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について書面により通知がされます。

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

- (1) 濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員
その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用して下さい。

		休暇・利用できる制度
	新型コロナウイルス病原体の保有者	出勤困難休暇(1(1)該当)
	発熱等の風邪症状有り	出勤困難休暇(1(3)該当)又は病気休暇、年次有給休暇
	感染症法第44条の3第2項に基づく必要な協力を求められた者	出勤困難休暇(1(2)該当)
新型コロナウイルスの病原体の保有者以外	発熱なし	出勤困難休暇(1(3)該当)又は看護休暇
	濃厚接触者等	年次有給休暇又は在宅勤務(2(1)該当)
	在宅勤務を実施することが適当であると認められる者	在宅勤務(2(2)該当)
		通常勤務
	臨時休校等により子の世話をする教職員	出勤困難休暇(1(4)該当)